

2. 良質かつ適切な精神医療等の提供について

(1) 精神科病院に対する指導監督等の現状について

厚生労働省においては、毎年度、都道府県・指定都市に対し精神保健福祉法関係行政事務指導監査を実施すると共に、これに併せ、都道府県等が精神科病院に対して実施した実地指導等を検証するため「精神科病院実地検証」を行っている。

別添1に示す資料は、平成21年度に実地検証を実施した際に精神科病院に関しての指摘を行った事例について、全国厚生労働関係部局長会議で報告したものである。また、別添2のとおり平成21年度精神保健福祉法関係行政事務指導監査として都道府県等に対し指摘した事項の中には、精神医療審査会に関連する事項とあわせて今後の精神医療審査会の運営の参考とされたい。

また、精神医療審査会事務局におかれても各都道府県等における精神科病院への指導監督において有効に活用できるよう、精神保健福祉センターが把握可能な各種届出等の状況について、都道府県・指定都市の本庁と情報共有が図られるようご協力をお願いしたい。

(2) 精神医療審査会の適切な運営等について

精神医療審査会は、在院患者の人権確保の観点から極めて重要な役割を果たすものであり、その適正な運営に努めていただいているところ。

平成21年度における退院請求・処遇改善請求等の処理に要する平均日数は、全国平均で32.5日となっているが、平均40日を超える自治体が11件あるなど不適正な状況が引き続き見受けられる。中には80日を超える自治体があるなど極めて不適正な状況も散見されている。(参照：参考資料「5. 精神医療審査会関係資料(3)(4)」)

各都道府県・指定都市におかれては、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に規定する精神医療審査会について」(平成12年3月28日障第209号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)に基づき、精神医療審査会の適正な運営を図るよう徹底されたい。

別添 1

平成23年1月21日 全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)資料(抜粋)

精神科病院に対する指導監督等について

精神保健福祉施策の推進に当たっては、かねてより人権に配慮した適切な医療・保護の確保に努めていただいております。厚生労働省としても、近年の精神科病院における人権侵害事案の発生等にかんがみ、より適正な入院患者の医療・保護の確保を図るため、都道府県知事等が精神科病院に対して実施した実地指導等を検証する「精神科病院実地検証」を実施しているところであるが、平成21年度に実地検証した結果、一部の精神科病院において、いまだに以下のような事例が見られた。

- ・ 預り金の管理が不適切
- ・ 保険金外負担金の徴収が不適切
- ・ 任意入院者に対して必要な手続きを行わず閉鎖的環境での処遇がなされている
- ・ 任意入院、医療保護入院時の診察や告知行為が診療録等で確認できない
- ・ 隔離、身体的拘束の際の診察・告知行為が診療録等で確認できない

また、新聞報道等においても、管理体制の適切さが疑われる事例が、複数報告されている。

精神科病院入院患者の適切な処遇の確保等については、都道府県知事等は、精神科病院に対する実地指導後の措置として、改善計画書の提出を求めるとともに、提出された改善計画書の変更を命じ、これらの命令に従わない場合には医療の提供の全部又は一部の制限ができることとされているところである。

このため、各都道府県等におかれては、貴管内医療機関に対し実地指導等を実施する際に、精神保健福祉法及び関係通知(平成10年3月3日障第113号・健政発第232号・医薬発第176号・社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、健康政策局長、医薬安全局長、社会・援護局長通知「精神科病院の指導監督等の徹底について」等)の趣旨を踏まえ、一層の指導の強化を図るようお願いしたい。

併せて、平成18年の精神保健福祉法の改正に伴い、改善命令等に従わない精神科病院の公表制度、改善命令を受けたことがある精神科病院に対する任意入院者の病状報告、任意入院患者の退院制限、医療保護入院及び応急入院に係る特例措置の導入等が行われたところであり、各都道府県等におかれては、その適切な運用について引き続き御協力をお願いしたい。

さらに、精神保健福祉法第19条の8の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準について、指定に係る精神科病院の看護師等の人員基準の経過措置が平成23年2月28日をもって終了することとなるので、適切な人員配置について医療機関への周知を行うとともに、指定病院の指定の見直し等、適切に対応していただくようお願いしたい。

別添 2

平成21年度精神保健福祉法関係行政事務指導監査の概要

(1) 指導監査を実施した地方公共団体の数

- ・ 都道府県 19か所 (16か所)
- ・ 指定都市 6か所 (2か所)
- 計 25か所 (18か所)

() 書きは精神科病院の現地検証を行った地方公共団体数

(2) 都道府県等への主な指摘事項

ア 施設・指導の状況

- ・ 年間又は月別の病床利用率が100%超過病院あり 8か所
- ・ 指定病院の基準を満たしていない 15か所
- ・ 実施指導が不十分 20か所
- ・ 精神科病院(指定病院以外)の医療従事者が不足 5か所

イ 措置入院の状況

- ・ 新規措置者の入院3か月の現地審査が不十分 19か所
- ・ 定期病状報告書の遅延・未提出がある 10か所
- ・ 措置解除決定前の退院や消退届の提出後速やかに措置解除を行っていない 5か所
- ・ 移送手続きの記録が不十分 7か所

ウ 医療保護入院の状況

- ・ 医療保護入退院届けの遅延、未提出あり(特例を含む) 23か所
- ・ 定期病状報告の遅延、未提出あり 10か所

エ 応急入院の状況

- ・ 応急入院届出の遅延、未提出あり 7か所

オ 精神医療審査会の状況

- ・ 直近の合議体で審査を行っていない 6か所
- ・ 審査結果の通知が遅延している 7か所

カ 公費負担の状況

- ・ 自己負担額の認定が未実施(再認定を含む) 9か所
- ・ 公費負担に係る連名簿等の審査点検が不十分 13か所

キ 社会復帰施設の状況

- ・ 施設への指導監督が不十分 10か所
- ・ 施設利用状況報告書が未提出の施設がある 5か所